

令和7年度 ちば地域産業創出実証プロジェクト補助金 に係るFAQ

令和7年4月25日現在

1. 事業・公募内容について

ご質問		回答
1-1	地域産業創出とはどのようなものですか。	地域産業創出とは、その地域の特性や資源を活用した新たな産業が創出され、その産業に関連した雇用が生まれること等を通じて、地域経済の活性化につながっている状態を指します。
1-2	本事業で求める実証プロジェクトのイメージはどのようなものですか。	「先進性、独自性」を有し、「地域の特性や地域資源」を活用し、地域産業創出につながる挑戦的な事業をお待ちしております。
1-3	本事業の実施期間はいつからいつまでですか。	交付決定日から令和8年2月28日までです。同期間内に実証実験を実施する必要があります。
1-4	募集の締切はいつまでですか。	募集締切は、令和7年5月23日（金）の午後5時までです。募集締切までに、ちば電子申請サービスにより、提出書類の提出をお願いします。
1-5	何件程度の採択を予定していますか。	事業予算（5,000万円）の範囲内で、審査の結果に応じて採択します。なお、1件当たりの最大補助額は1,000万円です。
1-6	実地での実験を伴わない、コンピュータ等によるシミュレーションのみの事業は認められますか。	実証実験は、一般に、何らかの想定・シミュレーションをした上で、実地で当該シミュレーションどおりの成果が得られるかを実験することが一連の流れとなると考えられます。本事業では、事業期間内に実験を行うことまで求めているため、シミュレーションのみを行う事業は補助対象として認められません。

2. 応募要件について

ご質問		回答
2-1	1社単独の応募は可能ですか。	1社単独での応募はお受けできません。県内の中小企業等を含む連携体での応募が必須となります。
2-2	個人の応募は可能ですか。	個人からの応募はお受けできません。連携体に参加するメンバーは全て法人である必要があります。
2-3	連携体に参加するメンバーの数に制限はありますか。	2社以上であれば、制限はありません。
2-4	大企業、大学等、市町村の応募も可能ですか。	可能です。ただし連携体として県内中小企業等を1社以上含めて頂く必要があります。
2-5	自治体や大学等が連携体となる場合、役員等名簿	自治体の場合は、役員名簿及び誓約書の提出は不要です。大学等については、法人としての役員等を御記載ください。

	はどのように記載すれば良いですか。	
2-6	申請者（代表者）は県内中小企業である必要がありますか。	代表者は県内中小企業である必要はありません。連携体の中で代表者を決めていただき、代表者が申請をしてください。大企業、県外企業、大学等、市町村でも可能です。
2-7	1 連携体で複数の提案をすることは可能ですか。	可能です。
2-8	公的支援機関とは何ですか。	千葉県よろず支援拠点、公益財団法人千葉県産業振興センター、県内の商工会議所・商工会を指します。
2-9	「パートナーシップ構築宣言」とはなんですか。	事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。詳細・登録方法については、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/) をご確認ください。
2-10	現在検討している事業は補助金の対象事業に該当しますか。	「将来的に地域産業創出につながる」と応募者が判断するのであれば、こちらから具体的に可否を申し上げることはありません。最終的に地域産業創出にどれだけ資するかを採点して採択事業を決定します。
2-11	1 連携体で複数の提案を行う場合、申請や企画提案書は別々に作成するのですか。1 つの申請にまとめても良いですか。	それぞれ別に申請、企画提案書の提出をお願いします。提案書ごとに、採否を検討します。
2-12	連携体内に経費が発生しない者がありますが、連携体メンバーとして認めてもよいですか。	認められます。（例：アドバイザーといった人的連携や既存の自社機器の活用で経費が発生しない場合）ただし、単なる名義貸しのように、連携体構成者として相当の役割がない場合は連携体のメンバーとして認められません。
2-13	申請するプロジェクトについて、同一の内容で国や他県の補助金・競争的資金を受けていますが、申請可能ですか。	完全に同一の内容で、国や他県の補助金等を受けた（あるいは受けている）事業は、本事業の補助対象とはなりません。ただし、過去の事業と類似した内容であっても、仕様の変更や新たなフィールドでのチャレンジなど相違点がありましたら、対象となり得ます。

3. 補助対象経費について

ご質問		回答
3-1	▲▲▲は何費に該当しますか。	募集要領に対象経費の説明を記載しておりますので、応募者ご自身でご確認いただき、ご判断ください。
3-2	交付決定前や事業期間終了後に発生した経費も対	対象になりません。交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外

	象になりますか。	です。 あくまで、事業実施期間内に実施する実証実験に要する費用として、事業実施期間内に発生した経費のみが対象となります。
3-3	どのような経費が対象外となりますか。	補助対象となるのは交付要綱・募集要領に定められた経費であり、対象が確認可能で、補助事業に直接要した費用として明確に区分できるものに限られます。 逆に、それ以外の経費が対象外となります。したがって、次のような経費は、原則として対象となりません。 ・事務用品や書籍等の汎用性が高いもの ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費といった経常的経費 ・公租公課 ・金融機関などへの振込手数料 ・交付申請書等の書類作成に係る費用
3-4	消費税も補助対象経費となりますか。	対象になりません。したがって、補助対象経費は、補助事業に要する経費から消費税を控除した金額です。 ただし、市町村等が、最終消費者として仕入控除税額とならない消費税を負担した場合は対象となります。
3-5	上限 1,000 万円を大幅に下回る申請でも問題ありませんか。	事業実施が可能であれば、1,000 万円を大幅に下回る計画でも問題ありません。ただし、申請の下限額を 100 万円（税抜）としておりますので、100 万円未満の申請はお受けできません。 また、申請額が 100 万円以上である必要があり、事業費ベースでは 125 万円以上必要です。
3-6	機器や備品の購入は認められますか。	補助事業の実施に必要な機器、器具については、原則リースとして下さい。リースが不可能な場合に限り、購入に要する経費も補助対象とします。
3-7	外部委託は認められますか。	外部に委託する場合の経費についても補助対象としています。 ただし、以下をご注意ください。 ①補助事業の中核をなす部分を委託することは認めません。 ②経費全体に対する外部委託費の割合は 50%以下として下さい。
3-8	外部委託の「外部」とは何を指しますか。連携体の中で業務を委託する際は、外部委託となりますか。	外部委託の「外部」とは、連携体の外部に業務を委託する場合を指します。 連携体の内部での発注等については、外部委託には含まれません。外部委託ではなく、人件費等適切な項目に費用を計上してください。
3-9	申請書に対象外の経費が含まれていた場合はどうなりますか。	採択事業に対象外経費が含まれていた場合は、対象外経費分を減額して交付決定する場合がありますのでご注意ください。
3-10	精算金額の検査はどのよ	経費の支払いについて証明できる書類（発注・契約書、領収

	うに行いますか。	書、納品書、給与支払い証明書、業務日報、銀行通帳の写し等)の確認を実施する予定です。
3-11	実験を実施した後の効果検証に要する経費は対象となりますか。	一般に、実証実験は実験本体とその効果検証を行うことが一連であると考えられますので、当該効果検証に必要なものであれば対象となります。ただし、経費とする場合は、当該効果検証も補助事業の一部であることから、事業期間内に完了する必要があります。

4. 知的財産について

ご質問		回答
4-1	知的財産の取扱いはどのようになりますか？	本実証プロジェクトについて発生した知的財産権については、原則として連携体に帰属しますが、連携体内で協議して特定メンバーに帰属させても構いません。

5. 選考方法・評価基準について

ご質問		回答
5-1	交付決定はいつ頃を予定していますか。	7月上旬頃の交付決定を予定しております。応募件数によってスケジュールが多少変更する可能性があります。
5-2	審査選定について、どのように行うのですか。	選定については2段階に分けて実施する予定です。 ①1次審査（書類審査） 応募時にご提出頂いたエントリーシート及び補足資料等の内容をもとに、審査を行います。 ②2次審査（プレゼンテーション審査） 書類審査通過者を対象に、外部委員等によるプレゼンテーション審査を行い、採択案件の選定を行います。
5-3	どのような項目を重視して評価するのですか。	下記の項目について評価を行う予定です。 ・先進性、独自性 ・地域の特性や地域資源の活用 ・地域産業創出への貢献度 ・実現性 ・事業の実施体制、費用対効果 ・国が定める条件不利地域における取組
5-4	国が定める条件不利地域とはどこですか。	過疎地域や半島振興対策実施地域、振興山村等に指定されている区域を有する市町村であり、県内では次の市町が対象となります。 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（23市町）

5-5	審査はどのような方がするのですか。	具体的な所属や役職は公表を控えさせていただきますが、外部の有識者を含め構成した審査委員にて審査を行う予定です。
5-6	審査結果の通知はどのようにされるのですか。	審査結果は、代表申請者全員に文書で通知します。 メールや電話による可否に関するお問合せには回答できかねますので、ご承知おきください。

6. 連携体に市町村が含まれる場合の特例

ご質問		回答
6-1	構成員に市町村が含まれますが、予算や財務ルール上の理由で、市町村自身が代表申請者となって他の構成員分の補助金を受け取ること、あるいは他の代表申請者を通して補助金を受け取ることが難しいのですが。	連携体に市町村が含まれる場合に限り、交付決定・交付の手続等を連携体内で市町村のみ分けて行うことができるものとします。(分けなくても構いません。) (例) A社(200万)、B社(300万)、C市(300万)の連携体の場合 A社・B社を代表してA社に500万円交付決定・交付 C市に300万円交付決定・交付
6-2	6-1の場合、どのように申請すればよいでしょうか。	A社とC市で、別個に交付申請書(第1号様式)・別紙2経費明細書を作成してください。 別紙1エントリーシート、別紙3補足資料、その他の資料は共通で構いません。 この場合、プロジェクト全体の代表者はA社として別紙1エントリーシートを記入してください。 以上の様式及び添付書類を一括してA社が提出してください。
6-3	6-1の場合、交付決定後に交付額を相互に融通したいのですが。	A社の交付額とC市の交付額を交付決定後に相互に融通するには、変更承認申請書を提出し、変更交付決定を受ける必要があります(詳細は希望に応じて案内)。ただし当初の交付決定額のA社・C市の合計額を超えることはできません。 (例) 当初交付決定 A社500万円 C市300万円 変更交付決定 A社550万円 C市250万円 (合計額は当初交付決定の範囲内)
6-4	6-1の場合、事業期間完了後(実績報告時)に交付額を相互に融通したいのですが。	変更交付決定を経ずに事業期間完了後に相互に融通することはできません。必ず事業期間内に変更承認申請し、変更交付決定を受けておく必要があります。

7. その他

ご質問		回答
7-1	採択されたプロジェクト	採択案件決定後に、プロジェクトメンバーの名称、採択プロジ

	は公開されるのですか。	エクトの名称・概要を公表させていただきます。採択プロジェクトの名称や概要を非公表とすることはできません。 プロジェクトの成果について、事務局が実施する成果報告会での発表や成果事例集への掲載など、協力を求める場合があります。
7-2	二次公募はありますか。	現時点で未定です。
7-3	補助金受領後に計算誤り等で県に返還する必要がある場合に、返還義務を負うのは誰ですか。	交付決定は代表申請者を宛先として行いますので、補助金の交付後、返還の必要が生じた場合、理由の如何を問わず、代表申請者が連携体内で生じた全ての返還金を返還していただきます。 (ただし、「6. 連携体に市町村が含まれる場合の特例」を受けている場合には、当該市町村は自身のみの返還義務を負います)